## 平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表 部局名:議会事務局

- 1	ш	n	7	2	2	1	現る	
	п	_	1	. O		1	J77.1	т

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	議会事務局	総務課	H26.4.1	平成26年度議会受 付業務委託料	5,399,000	長崎市江戸町2-13 長崎県議会議員互助会 会長 渡辺 敏勝	本業務は、議会受付や来客対応など、本来県で行うべき公的業務であり、議会事務局との連携を要し、円滑に議会運営を行うためのものである。営利を目的とせず、議員を構成員とする団体であり、業務に精通している長崎県議会議員互助会を委任先として、委任契約を行うものである。	第167条の2第1 項第2号
2	議会事務局	議事課	H26.4.1	平成26年度速記業 務等	26,400~29,2000	有限会社 長崎速記センター	現場での速記や即時反訳に対応できる有資格者を 多数有する会社が、県内には1者のみであり、契約 の相手方が特定されるものである。	第167条の2第1 項第2号
3	議会事務局	政務調査課	H26.4.1	議会広報「ながさき県議会」掲載料	1,641,054	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠 廣	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1 位である長崎新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
4	議会事務局	政務調査課	H26.4.1	議会広報「ながさき県議会」掲載料	1,289,520	長崎市馬町24 株式会社 西日本新聞広告 社長崎 代表取締役 安本 武俊	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第2 位である西日本新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
5	議会事務局	政務調査課	H26.4.1	議会広報「ながさき県 議会」掲載料	1,265,587	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長崎支社 支社長 城戸 雅弘	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1 位の「長崎新聞」、第2 位の「西日本新聞」の他に、 全国紙については、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読 売新聞」の中から順番に選定するものである。(3月 定例月議会は「読売新聞」を選定)	第167条の2第1 項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

## 平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表 部局名:議会事務局

- 1	uл.	7 2	21	現在
	$\square$	/ .ฉ.	oι	<b>ルポ.1干</b>

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	議会事務局	政務調査課	H26.4.30	会議録検索システム 用検索データ作成業 務委託	190円	長崎市出島町11-13 西日本電信電話株式会社 長崎支店 支店長 小林 茂樹	本システムの会議録検索ソフトは、(株)会議録研究 所のソフトを採用しており、検索データの作成は同 研究所のみが行えるものである。 同研究所の代理店が県内には1者のみであり、契 約の相手方が特定されるものである。	第167条の2第1 項第2号
7	議会事務局	政務調査課		議会広報「ながさき県 議会だより」掲載料(6 月・9月・11月定例会 分)	4,944,763	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠 廣	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1 位である長崎新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
8	議会事務局	政務調査課		議会広報「ながさき県 議会だより」掲載料(6 月・9月・11月定例会 分)	3,868,560	長崎市馬町24 株式会社 西日本新聞広告 社長崎 代表取締役 安本 武俊	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第2 位である西日本新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
9	議会事務局	政務調査課	H26.6.27	議会広報「ながさき県 議会だより」掲載料(6 月定例会分)	1,134,000	長崎市万才町8-22 株式会社朝日広告社 長崎支社 支社長 下田 哲郎	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1位の「長崎新聞」、第2位の「西日本新聞」の他に、全国紙については、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読売新聞」の中から順番に選定するものである。(6月定議会は「朝日新聞」を選定)	第167条の2第1 項第2号
10	議会事務局	政務調査課		議会広報「ながさき県 議会だより」掲載料(9 月定例会分)		西彼杵郡時津町浜田郷561 -50 株式会社長崎毎日広告社 代表取締役 湯地 秀哉	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1 位の「長崎新聞」、第2 位の「西日本新聞」の他に、 全国紙については、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読 売新聞」の中から順番に選定するものである。(9月 定例会は「毎日新聞」を選定)	第167条の2第1 項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表 部局名:議会事務局 H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	議会事務局	政務調査課		議会広報「ながさき県 議会だより」掲載料(1 1月定例会分)	1,265,587	長崎市勝山町3/ 株式会社 読売広告西部 長崎支社	多くの県民に周知を図るため、県下販売部数第1 位の「長崎新聞」、第2位の「西日本新聞」の他に、 全国紙については、「朝日新聞」、「毎日新聞」、「読 売新聞」の中から順番に選定するものである。(11 月定例会は「読売新聞」を選定)	第167条の2第1 項第2号